

生徒心得

【伊賀白鳳高等学校がめざす生徒】

志を持ち、自ら学び、判断し、行動する生徒

思いやりの心と規範意識を持ち、社会に貢献する生徒

専門的な知識・技術を身につけ、未来を切り拓く生徒

〔1〕頭髪・服装等

頭髪・服装は、安全かつ衛生的であり、就職試験や進学試験に臨む身だしなみを平素から整え、伊賀白鳳生として地域から信頼される姿を常に心がける。また、各科の実習等の必要性に応じた指導に従う。

a 頭髪

- 1 脱色・染色・パーマ・エクステ・奇抜な髪型はしない。
- 2 髪の毛は目にかからないようにする。

b 服装

- 1 本校制定のブレザー・ズボン又はスカート・シャツ・ネクタイ又はリボン・セーターとする。
- 2 入学式・卒業式・始業式・終業式は、ブレザーおよびネクタイ又はリボンを必ず着用すること。ただし、1学期終業式および2学期始業式はブレザーを着用しなくてもよい。
- 3 制服の加工はしない。
- 4 やむを得ず異装をする場合は、学級担任を経て、生徒手帳による異装届を生徒指導部に提出して許可を受ける。
- 5 学校指定のウィンドブレーカー・防寒着（派手でないもの）は、登下校時に着用してもよい。ただし、原則授業中には着用しない。

c 履き物

登下校時、スリッパ・サンダル等の履物は禁止とし、校内ではすべて所定の履物を用いる。

d 化粧および装飾品

化粧および装飾品等は禁止する。化粧、装飾品指導が累積 3 回となった場合、特別な指導を行う。

〔2〕生活

a 校内生活

- 1 学校での授業開始に遅れない。
- 2 登校時刻は始業チャイムまでとする。
- 3 授業開始のチャイムまでに教室に入り、授業に必要なものを準備して指定された自分の席で静かに待つ。授業開始に遅れた者は、遅刻者となる。
- 4 授業を始める前、授業が終わった時は起立して挨拶をする。
- 5 授業中は学習に専念し、私語したり、勝手に席を離れてはならない。
- 6 自習時間は自学自習に努めなければならない。
- 7 学用品を忘れた時は、前もって教科担任に申出て指示を受ける。
- 8 学用品その他所持品、着用品にはすべて記名し、体育・実習等で身体から離す貴重品は、必ず貴重品袋に入れて学級担任その他責任をもって保管できる人に預ける。
- 9 生徒間における金品の貸借は校内外を問わずしてはならない。
- 10 実習衣、運動衣、スリッパ、体育館シューズ等すべて、他人名義の物は使用しない。
- 11 学校の施設・設備および他人の所有物を尊重する。誤って校具を破損、紛失した時はただちに教員に届ける。この場合その一部または全部を弁償しなければならないことがある。

- 12 登校後は放課まで勝手に外出などしてはならない。
- 13 昼食は弁当を持参するか、購買でパン等を購入する。校外に出て昼食をとってはならない。
- 14 部室は始業前、放課後のみに使用する。校時中は昼休みでも部室に出入しない。また部活動に必要な物品以外は置いてはならない。
- 15 考査時間割発表後は練習や試合をしない。ただし、特別活動許可を受けた場合は認められる。
- 16 常に礼儀正しい言動をとる。
- 17 土足で校舎内に立ち入らない。
- 18 生徒手帳、生徒証明書は常に携帯する。
- 19 学習活動に不必要な物は、持ってこない。
- 20 PC、タブレット、携帯電話等通信可能な機器については、授業の主旨や規則に基づいた使用とする。
- 21 携帯電話については、授業時不適切に使用していた場合は放課後まで預かり指導をする。指導が累積3回となった場合、特別な指導を行う。

b 通学

- 1 登下校時および、学校行事・生徒会・ホームルームなどの行事には制服を着用すること。雨天時には雨合羽を着用してもよい。
- 2 交通ルールを遵守し、交通安全に十分留意する。
- 3 自転車を利用したい者は許可願いを生徒指導部に提出して許可を受ける。許可された者は許可証をはり、校内所定の場所に施錠して置く。自宅から最寄りの駅まで使用する場合も許可を受ける。卒業後、許可証は剥がす等、処理をする。
- 4 自転車を利用する時は、二人乗り、傘さし運転等、危険な運転をしない。
- 5 公共交通機関を利用する時は、乗車マナーを守り、他の利用者に迷惑をかけないようにする。
- 6 台風・地震時における登下校については別に定める。
- 7 最終下校時刻は3月～10月は午後7時、11月～2月は午後6時を原則と

する。生徒会活動、部活動はこの時刻までに終了して学校を出る。延長が必要な場合は顧問の指示を仰ぐ。

c 諸願届

- 1 遅刻・早退・欠席の場合はあらかじめ保護者の認印を受け生徒手帳による届け出をするか、その余裕のない時には担任に連絡し、登校したならばすぐに届を提出する。
- 2 遅刻者(業間遅刻を含む)は生徒手帳へ必要事項を記載の上、生徒指導部で入室許可を受ける。
- 3 病気による早退は、保健室で承認を得てから学級担任を経て生徒指導部に届出る。
- 4 早退および外出の必要ある時は、学級担任を経て生徒指導部に届け出る。
- 5 対外試合(公欠)または就職試験(出停)の場合は、生徒手帳で手続きを行う。
- 6 部活動その他で教室や運動場、体育館、道場、図書館を使用する時、または校内の施設・設備を利用する時は担当職員の指示に従う。
- 7 校内における掲示、陳列、配布、販売などはすべて生徒指導部の許可を受ける。
- 8 校内外を問わず、生徒の集会や他校生徒などと会合したり競技などに参加する場合は顧問、係を通じて学校長の許可を受ける。
- 9 部活動時間延長は顧問の指導のもと、1時間以内で認める。家庭には連絡しておく。
- 10 遺失物、拾得物はただちに学級担任または生徒指導部に届け出る。所持品その他を紛失した場合も同様に届け出る。
- 11 長期休業中にアルバイト等をしようとする時は、学級担任・生徒指導部に届け出る。
- 12 校内外を問わず、事故の発生日または違反行為のあった時は、ただちに担任または生徒指導部に詳細を報告し指示を受ける。

d 校外生活

- 1 公共マナーを守り、高校生として品位ある行動に努める。
- 2 保護者に無断で外泊しないこと。夜 10 時から朝 5 時の間、外出しない。
- 3 営利を目的とした活動を行ってはならない。
- 4 原付自転車、自動二輪の運転免許を取得してはならない。
- 5 原付自転車、自動二輪車、自動車等を運転してはならない。
- 6 普通運転免許を取得しようとする者は、学校の指示に従う。

〔3〕健康管理

- 1 校内において発生した病気、負傷等はただちに保健室で手当を受けて担当者の指示を受ける。(場合によっては日本スポーツ振興センターの補助を受けられる)
- 2 家庭ならびに近所に伝染病発症の場合は、ただちに学校に届け出て指示を受ける。
- 3 各自の健康状況に絶えず留意して、すすんで健康診断を受ける。

禁 止 行 為

- ・窃盗、窃盗幫助
- ・暴力行為、暴力行為幫助
- ・喫煙（電子タバコ・喫煙具等所持・同席も含む）
- ・飲酒（ノンアルコール飲料含む・同席も含む）
- ・器物破損
- ・いじめ
- ・怠学
- ・不健全娯楽
- ・迷惑行為
- ・自転車二人乗り・傘さし運転等交通違反

- ・無届運転免許受験・無断入校
- ・二輪車（原動機付自転車・自動二輪車）・四輪車等運転
- ・高校生（これらに類するもの）が運転する二輪車・四輪車等に同乗
- ・無断免許取得
- ・考査時の不正行為
- ・指導拒否
- ・無断アルバイト（届出制）
- ・その他、法令等違反行為や特に指導を要する行為

※二輪車（原動機付自転車・自動二輪車）の運転免許取得及び使用については「高等学校交通安全指導要項（令和2年7月9日改定）」および本校が定める「生徒指導運用規程」に基づき原則として禁止。

ただし、学校の始業に間に合う公共交通機関（バス停もしくは鉄道の駅）が自宅から10km以上の場合に限り、生徒・保護者の申請を受け、許可する場合がある。許可の対象とする車両は排気量50cc以下のものとし、車両の使用は自宅から最寄りのバス停もしくは鉄道の駅までとする。